

平成26年3月28日
国土交通省

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

この政令は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、交付金事業計画の事業を定める等奄美群島振興開発特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正
交付金事業計画の対象事業を次のように定める。
 - ①農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
 - ②農業の生産性の向上に関する事業
 - ③情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
 - ④観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業
 - ⑤産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業
 - ⑥航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣等が指定する事業
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正
同法の対象に奄美法第9条に規定する交付金を追加する。
- (3) 総務省組織令、財務省組織令、農林水産省組織令及び国土交通省組織令の一部改正
附則に規定している奄美群島振興開発等に関する事務の期限を延長する。
- (4) その他
「小笠原諸島」の定義規定の条ずれに対応する等の形式改正を行う。

3. スケジュール

公布 平成26年3月31日（月）
施行 平成26年4月1日（火）

問い合わせ先

国土交通省国土政策局特別地域振興官付
課長補佐 三重野、池田（真）、笠間、池田（隆）
連絡先：03-5253-8111（内線 29-725）
直 通：03-5253-8423